

昭和40年2月1日(毎月1回1日発行)

発行所 新潟県公民館連絡協議会

[新潟市一番堀通町・県教育庁社会教育課内]

[電話(新潟) 25531の624]

[振替(新潟) 4094]

発行人 飛田一郎

(定価 1部15円)

2月号(144号)

新潟民衆報

新潟県民大会

社会教育施設の充実

教育予算大幅増額を決議

本会でもその主催の一端を担つてゐる第十回県教育振興県民大会が県予算知事査定前の二月一日開かれ、教育予算の大額増額を決議同日代表者が関係方面へ陳情した。

この大会は例し、県に對し教育関係予算の増額を要求するために開いているも

年、学校教育、社会教育、の。
会教育、幼稚教育、
へき地、定通特
殊、私学教育など
開業ホールで関係者約七百名が
十九团体が結足
参加して開かれた。加賀盲体の木

決議文(前文略)

一、学校教育予算を大幅に増額し父母の教育費負担を軽減すること。

二、教職員定数を現数より大幅にふやし、ゆきといた教育ができるようにすること。

三、高校進学率を高めるための施設、設備を完備し、すしつめ教室の設置をはかること。

四、幼児、労働青年、成人教育を振興するため、幼稚園、社会教育費を振額するとともに、幼稚園の増設、公民館等の社会教育施設の充実をはかること。

力ーライル

「ハサウエイで」に知識
來、県、県教育、県社会全体予算
の増加率に比し、まだしく低い実

本県は三十四で第三位、まだ社
教関係補助予算が、三十五年以
來、県、県教育、県社会全体予算
の低いこと(最高の石川県は二
人当り一九〇円、全国平均五十四円)

会からは、樋口理事事が壇上に立ち
本県社会教育費の人口一人当り水
事、県議会、県教育委員会議義を添
付の低いこと(最高の石川県は二
人当り一九〇円、全国平均五十四円)

次

松はヤシ樹である

概観から見た県公園館の現状

県公民館の整備拡充方針
P. 4-5
P. 6-7
P. 3

(写真状発表をする樋口理事)

総額で二億三千万円

施設開 庫補助 五千三百萬円増す

昭和四十年度の全国公民館関係
予算増額要求の陳情運動が、昨年
以来全国三千府県代表の参加に
よって行なわれたが、このたび全
公庫からその成果報告があつた。
これによると、公民館整備費補助
は施設費補助において五千三百萬
円の増額が認められ、総額二億三
千万となり、その内施設費補助
額に二億八千一百万円、設施費得
されている。

佐渡で開く

40年度県大会

第十四回新潟県教育振興県民大会

昭和40年2月1日

右 決議ます。

五、めぐまない、へき地教育・定通教育・特殊教育・私学教育の振興をはかるため、特に重点的な施設を構ずること。

六、災害校舎の早期復興をはじめ老朽危険校舎の改築や施設・設備の充実をはかるため予算を増額すること。

七、教育費の市町村負担、および地元負担を軽減し、累費または國費をもつて教育の振興をはかること。

八、教育費の市町村負担、および地元負担を軽減し、累費または國費をもつて教育の振興をはかること。

九、教育費の市町村負担、および地元負担を軽減し、累費または國費をもつて教育の振興をはかること。

十、教育費の市町村負担、および地元負担を軽減し、累費または國費をもつて教育の振興をはかること。

2

「ハサウエイで」に知識
來、県、県教育、県社会全体予算
の増加率に比し、まだしく低い実
状を訴えた。このあと次のような
決議を行ない、各団体代表が陳知
の増加率に比し、まだしく低い実
状を訴えた。このあと次のような
決議を行なった。
え陳情を行なった。

吉野自由であることがわかる。

実施への第一歩

県社教施策の方針近くきまる

昭和四十年度は、社会教育施策の方針と実践上の努力点が近づく示される。その公民館の条件整備については、長期の見通しを立てながら、その適正配置、施設等の充実、職員の充実、運営事業の強化開拓をはかるなどが強調されている。

一方すでに中期総合教育計画が策定され、社会教育部門における公民館の整備拡充方針（別稿参照）も示されているので、新年度からの県立教科施設は、今までにないしっかりした方針をめざしながら実施されていくことが期待されている。以下はその方針の概要抜粋。

算斐ブライ、青年の家などの社会教育施設の整備と設備の近代化および教材教具の充実は社会教育活動の不可欠の要素であり、その条件整備は行政の基本的任務であるので國および市町村と密接な連絡をとりながら長期の見通しを立てて次第、重視的にその整備充実をはかる。

充実
戰後の社会教育活動は著しい進展をみたが、地域的に、あるいは階層的に大きな盲点を残している。また最近における住民の生活構造の複雑化、意識の多様化および教育要求の個性化傾向から、従来の社会教育活動の方針だけではうまくいかない事態も生じている。
こうした事態を正しく認識し、そ

本会教育委員会は併せて、よりよい民間の各種団体や住民組織および一般行政部局の行なう社会教育活動は近時とみに活発となり、社会教育の進展はこれらの力に負うところが大きいが、これら相互の関係は必ずしもうまくいっていない。たゞ、この問題は、團体組織等との連絡連携を密にして、総合的な教育機能を發揮していくよう努めてある。

り、あくがな婦人教育にもっとも力を入れて、題に、いつも微います。」と語る女史は、かつては村上市前第2代村上市助の妻である藤井女史だ。(役)小杉鶴次郎氏のもともと、腰間にあこが県下の紅二重主として、活躍され、九州大分市じよ。

外の青年学生に、現在は県公選議会長の新潟市勧誘したり、三吉津船のもので、うてほひ年自で、自己資しくて、会話の中にも、體面着格なしと断定し、号をもわれしたら、搜しもので、結婚生活をまじめに、自分が悪いといつても、

のよってきただ根源にしてるとい潤
察を加え、進みゆく社会の方向と
住民の要求を的確にとらえ、社会
教育活動の刷新充実をはかる。

磯部富美子氏

(3) 第144号(第三種郵便物認可) 新潟県公民館月報

社会教育の重要性が叫ばれながら、その現状は行政組織の面においても施設備の面においても、活動の面においても、國庫協同と連絡機関との連絡の面においても、きわめて不十分な実態にある。しかも最近における激しい社会の変動は、社会教育にさまざまな影響をえた。今日、都山部といわゆる農村部といはず、社会教育は大きな転換をせまられている。視点をかえていえば、激しい社会変動のさ中にあって、いまや社会教育は新しい社会の建設とそれをないしむる主体的人間の形成という重要な使命をもつて、社会教育の事業を確立するため昭和四十年度の社会教育施設の方針をつきのうちに定め、これに沿つて諸種の事業を企画実

一、社会教育行政組織の強化

社会教育施策の方針

一、社会教育行政組織の

。独立の施設を老朽化しているものは、改築するよう努める。現有の設備を検討し、特に図書・展示用具、実験室用具、楽器、視聽覚用具等の整備充実に努める。

。中央館には、一台以上の移動公民館を備えるよう努める。

。(3) 公民館職員の充実に努める。

。公民館職員に研修の機会を与え、その資質の向上をはがる。常勤専任の職員を増員して、公民館活動の強化をはかる。

。職員の身分待遇の改善に努め

。(4) 公民館運営の強化に努める。

。公演劇連盟審議会の活動をは

(5) 公民館事業の刷新をはかる。
○公民館事業を再検討して、その情性化をはらむとともに、積極的な近代化に努める。
○公民館の機能を強化するため、他の社会教育施設民間機関、教育機関、行政機関等との密接な連携と、その活用をはかる。
○住民の個人的利用に応じる分野を拡充するとともに、グループ活動や展示を強化するよう努める。
○新生活運動、公明選舉運動等の国民運動に積極的な努力をするよう努める。

解消するなど、近代的な情熱が、そこにはうかがわれる。娘の仕方などを褒められた、という中等教育奨励状のために、喜んで聞くこと、食べ歩き、旅行、そして、変わった手提袋をみつけると買いたくなる。いつたり、ゲームをしたり、人生を楽しむ。しかし、結婚の草花や、家族がわりに大事に世話をしている隣部女史。いや、トップフレーテのお金も手を充分に隣部女史に渡さない。性事が、これからも異常にどうんぐらあわれてくることを期待しようではないか。（文奇編）

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

組織の充実強化は、市町村との社会教育正規化の条件を満たすため、市町村が正規化者として、社会教育正規化と並行して、市町村の中学校区ごとに本館の設置を原則とする配置をはかる。

(1)住民の利用度を高めるよう公民館運営者によることも、市町村の統括会を行なう場合に、前項の原則に沿つて、施設する。

(2)本來の機能を發揮することができるよう施設設備の整備充実に努める。

他の施設に併設しているものは、独立した施設を新築するよう努める。

他の施設を転用しているものは、改裝または増築するよう努める。

施設

。独立の施設を整備化している
。ものは、改築するより努める
。現有の設備を検討し、特に図
書、展示用具、実験実習用具
、楽器、視聴覚用具等の整備充
実に努める。
。中央館は、一台以上の移動
公民館を備えるよう努める。
(3)公民館職員の充実に努める。
。公民館職員に研修の機会を与
え、その資質の向上をはかる
。常勤専任の職員を増員して、
公民館活動の強化をはかる。
。職員の身分待遇の改善を努め
る。

。(4)公民館運営の強化に努める。
。公民館運営審議会の活用をは

(5) 公民館事業の刷新をはかる。
○公民館事業を再検討して、その情勢化をさけるとともに、積極的な近代化に努める。
○公民館の機能を強化するため、他の社会教育施設専門機関、教育機関、行政機関等との密接な連携と、その活用をはかる。
○住民の個々的利用に応ずる分野を拡充するとともに、グループ活動や展示を強化するよう努める。
○新生活運動、公明選挙運動等の国民運動に積極的な努力をするよう努める。

解消するなど、近代的な情熱が、そこそこうかがわれる。娘が行方なく殺されたという中等教育施設のために、県立村上高校、桜ヶ丘高校の家庭科講師になったが、技術指導より、多感な女性徒を相手に唄つたり、ゲームをしたり、人生問題を話しあうことに、より熱意をこめていたらしい。公民館の仕事をし社会教育主事でもあるいまでは「社会性を身につける婦人たちが家庭や社会にもより充分の理解を以て次々女性が、これからも県下にどんどんあらわれてくること遅期部（文部省編集部）

2016-03-22 10:30:00 - 2016-03-22 10:30:00

公民館の整備拡充方針

[左ページから見る]

→ 品質、数量等について周到な配慮がなされねばならない。

イ 一般教具としての机、いす、黒板等の大きさ、形態、数量等は、前に示した施設の整備基準のイウの施設内容区分に応じて整備するものとする。

ウ 猶豫観教具の中央館、地区館、分館に備えるべき数量の標準を次のとおりとする。

品名	中央館	地区館	分館
写真機	2	1	0
16ミリ発声映写機	2	1	0
8ミリ〃	2	1	1
スライド映写機	2	1	1
テープ式磁気録音機	2	1	1
シート式〃	1	1	1
蓄音機	1	1	1
テレビジョン受像機	1	1	1
ラジオ受信機	2	1	1
拡声用増巾機	1	1	0

エ 楽器のうち、人口3万以上の中央館にはピアノ、その他の本館にはオルガンを備えるものとする。

オ 体育・レクリエーション用具は、本館分館とも次のものは1組以上備えるものとする。

車球用具、バレー・ボール用具、ソフトボール用具、野球用具

カ 実習用設備は、中央館には30人の実習が可能な程度の洋裁、家事の設備をする。また、人口3万以上の中央館には美術、工作の実習設備をもつよる努力めら。

キ 中央館には組立式展示用パネルを20m以上備える。

ク 中央館には移動公民館1台以上備える。

(5) 設備の整備計画

設備の品目別に毎年度整備すべき館数を次の表のとおりとし、年次的に充実するよう努める。

区分	所有する館数	数量	所有しない館数	毎年度整備すべき館数
写真機	122	196	83	3
16ミリ発声映写機	172	340	33	5
8ミリ〃	—	—	—	5
スライド映写機	142	282	63	5
テープ式磁気録音機	170	314	35	5
シート式〃	0	0	205	3
蓄音機	131	249	74	3
テレビジョン受像機	43	68	162	5
ラジオ受信機	84	136	121	5

拡声用増巾機	73	109	132	3
ピアノ・オルガン	18	50	187	3
体育・レクリエーション用具	158	1,162	47	5
洋裁実習設備	45	—	160	3
家事〃	55	—	150	3
美術〃	2	—	203	1
工作〃	3	—	202	1
展示設備	27	—	178	3
移動公民館	5	5	200	3

(6) 助成計画

ア 施設の助成

建築費の構造別積算単価を木造6万円、鉄骨造10万円まで引上げ、総工費の $\frac{1}{3}$ を国費、国費の $\frac{2}{3}$ を県費で補助することを目標として努力する。

イ 設備の助成

設備のうち次のものの経費について、その $\frac{1}{3}$ を国費、同じく $\frac{2}{3}$ を県費で補助することを目標として努力する。

16ミリ発声映写機(18ミリ発声映写機)、テープ式磁気録音機、シート式磁気録音機、テレビジョン受像機、ピアノ、洋裁実習設備、家事実習設備、工作実習設備、展示設備、移動公民館。

(7) 職員充実の方針

公民館がその機能を十分に發揮して本来の目的を達成するためには、その運営と管理を担当する職員の充実が先決要件である。市町村では次の方針によってすみやかに人事の適正化を図る必要がある。

ア 公民館の本館および分館には必ず館長を置き、すべて専任常勤とする。

イ、公民館の本館および分館には、主事およびその他の職員を必ず置き、いずれも専任常勤とする。

ウ、主事およびその他の職員は、中央館にはそれぞれ2名以上、地区館および分館にはそれぞれ2名以上、地区館および分館にはそれぞれ1名以上置くものとする。

区分	館長	主事	その他の職員
人口	中央館	1	2
3万以下	地区館	1	1
	分館	1	1
3万~5万	中央館	1	2
	地区館	1	2
	分館	1	1
5万以上	中央館	1	3
	地区館	1	2
	分館	1	1

エ、公民館の本館および分館には、以上の職員の他に単純な労務に従事する職員を置くことが望ましい。

オ、公民館職員の資質の向上に役立つ各種の会議や研究会、講習会等には、県の内外を問はず積極的に参加できるような配慮が望ましい。

・・・・・ 県長期総合教育計画における

待望の「県公民館の整備育成方針」が、県長期総合教育計画の一環として以下のように示され、先般以来各地で説明会が開かれている。

数年来、本会主事会が中心となって要望を続けてきた「県公民館設置基準・同条例」の設置といふことが、このようなかたちで実ったものということでもきよう。本会ではこれを空手形に終わらせることのないよう、具体的な予算措置がなされるよう強力な運動を続けていく方針である。

公民館の整備

(1) 設置計画

ア 本館・分館の合計が(中学校数+小学校数-中学校数)に達していない72市町村に対して、自主的な年次計画による早期の設置をすすめる。

イ 本館数が中学校数に達していない69市町村に対しても同様である。この場合(小学校数-中学校数)以上の分館がある市町村では、その多い分館を不足の本館に昇格させるようにする。

ウ 分館数が(小学校数-中学校数)に達しない13市町村に対しても同様である。

(2) 施設の整備基準

ア 公民館の施設は、その機能が十分に發揮されるために、本館も分館もすべて独立専用とする。

イ 本館の面積は、標準を 792m^2 (240坪)とし、最低を 386m^2 (120坪)とする。その場合の施設内容は次のとおりである。

標準・最低

		m^2		m^2
① 事務室	66	(20坪)	39.6	(12坪)
(応接室、相談室を含む)				
② 講座室、実習室	66	(20)	39.6	(12)
③ 談話室、休憩室	39.6	(12)	13.2	(4)
④ 会議室	39.6	(12)	19.8	(6)
⑤ 日本間集会室	33	(10)	19.8	(6)
⑥ 講堂	264	(80)	111.5	(35)
⑦ 図書室(書庫を含む)	66	(20)	39.6	(12)
⑧ 児童室	99	(30)	39.6	(12)
⑨ 倉庫(資料庫を含む)	49.5	(15)	19.8	(6)
⑩ 宿直室	13.2	(4)	13.2	(4)
⑪ 廊下、便所等	56.1	(17)	36.3	(11)
合計	792	(240坪)	396	(120坪)

ウ 分館の面積は、標準を 264m^2 (86坪)とし、最低を 165m^2 (50坪)とする。その場合の施設内容は次のとおりである。

標準・最低

		m^2		m^2
① 事務室(相談室を含む)	13.2	(4坪)	9.9	(3坪)
② 談話室、休憩室	9.9	(3)	9.9	(3)
③ 会議室、講座室	46.2	(14)	16.5	(5)
④ 集会室、講堂	115.5	(35)	79.2	(24)
⑤ 図書室	19.8	(6)	9.9	(3)
⑥ 倉庫	6.6	(2)	4.95	(1.5)
⑦ 宿直室	13.2	(4)	13.2	(4)
⑧ 廊下、便所等	39.6	(12)	21.45	(6.5)
合計	264	(86坪)	165	(50坪)

エ 各市町村の本館のうち一館を中央館とする。中央館の面積は、人口3万未満の市町村では 386m^2 (120坪)以上、3万以上5万未満では 394m^2 (180坪)以上、5万以上では 792m^2 (240坪)以上とする。

オ 公民館の内部における照明、採光、通風、壁面の色彩等について十分配慮しなければならない。

カ 公民館本体の建築に腐心するだけでなく、屋外における付属施設、例えば掲示場、照明天電電灯、旗、花壇、植込等についても、あらかじめ考慮しなければならない。

(3) 施設の整備計画

ア 併置公民館の独立化を図る。特に本館206の66%にあたる併置館136の独立化を重点的にすすめる。

区分	市	町	村	合計
本館	新築 独立	6 36	14 22	5 6
	転用	16		44
併置	42	53	41	136
計	64	89	52	205
分館	独立	34	91	41
	併置	244	109	113
	計	278	200	154
				632
				100

イ 独立本館のうち、転用44館の加設内容を検討して、不足な部分の増築をすすめる。

ウ 連絡等にあたる中央館は各市町村に1館必要であるが、これは他の本館(地区館)よりも先に独立専用とすべきである。従って現在独立中央館のない61市31町36村は早期の実現を図らなければならない。

区分	市	町	村	計
独立中央館	有	14	20	9
	無	6	31	36
				(116)
				73

エ 独立本館48の建築経過年数からみて、30年以上経過した28館の新築または改築を図る必要があり、特に60年以上経過の12館をもつ3市(高田、燕、児附)、4町(六日町、柿崎2館、青海、豊栄)、3村(米2館、新穂、中里)は急がなければならぬ。

区分	10年未満	10~20	20~30	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80年以上	計
市	5	4	4	3	3	3	0	0	0	22
町	16	5	1	6	5	1	3	0	1	36
村	4	2	0	1	0	3	1	0	0	11
計	25	11	5	10	6	7	4	0	1	69
	(41)			(16)			(12)			

オ 公民館の本館または分館を新築または改築するときは、その施設内容の使川区分が前に示した施設の整備基準のイまたはウによるよう留意するものとする。

(4) 施設の整備基準

ア 公民館を建築する頃から整備すべき設備の品目ノ

私はヤジ馬である

一月報 12・1月号を楽しく読む

津田順吉

副会長
高橋友一郎氏

は収容田婦に嫌われたというが、この写真では、女性にもしたわれ

やましく思つた。母の手編みのセ

何をつけたい。さうに東洋の魔女

も初だけだとさく。ニチボーモア

トはもうなくなつた。ニチボ

ー

青い鳥はないのだ。さうに誰で

もがうようアマチュア・スボ

ー

出でなかつた。胸があつた。

しか

て、このチームワークを社会の中

に挿げてくれなかつたら、やはり

もののが

今後、社会に出

で

もが

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

